

～市立戸塚高校定時制新入生 保護者様～

夜間給食に関するお知らせ

夜間給食とは？

●希望する生徒の皆様に対し、外部で調理した給食を、1人分ごとの容器に入れて提供する弁当箱形式の給食を実施しています。

●給食の献立は、①事業者が作成②教育委員会栄養士が確認・決定しています。栄養バランスが整ったものであることのほか、生徒の皆様が毎日飽きない、美味しい給食を提供できるよう、味付けの工夫・献立のバリエーションを充実させています。

献立例) 鶏肉のから揚げ・ハンバーグ・エビフライ・
タラのムニエル・ビビンバ・・・などなど！



※写真の内容に加え、ご飯・牛乳がついてきます。

給食費について

●給食の値段は1食300円です。

※「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」では、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに人件費等は学校設置者（横浜市）の負担、その他の経費は生徒の負担となっており、横浜市では食材費に相当する額を給食費として生徒の皆様にご負担していただきます。

給食を食べるには

●給食対象者

戸塚高校定時制に通う生徒のうち、事前に申込みを行った生徒に給食を提供します。

※給食を希望する場合は申込みを忘れないようご注意ください。

●申込み期間

申込み期間は、原則として給食を希望する月の前月中旬までです（詳細は学校内に掲示します）。

●申込み方法

給食を希望する場合は、申込み期間中に申込書と給食費を学校の窓口までお持ちください。

●給食費の支払方法

申込み時に1か月分を現金で学校窓口にてお支払いください。

なお、食べなかった場合の返金はありませんので、ご注意ください。（申込み数に合わせて1か月分の食材を発注するので、実際に食べなくても実費がかかるため。）

●負担軽減措置（扶助）

経済的に支払いが困難な生徒等に対し扶助制度を設けています。学校に扶助を申請した生徒の中で、一定の条件を満たす方については、1食あたり180円の給食費扶助を行います。

扶助費についてご申請いただき、認定がおりた際は、1食120円で給食を提供いたします。

なお、申請は随時受け付けておりますが、年度当初からの扶助をご希望の方は、4月分の給食費支払い期日までに申請ください。（詳細については別途学校へお問い合わせください。）

※令和6年4月分より生活保護受給世帯も扶助の対象となります。

教育委員会事務局健康教育・食育課 給食係

TEL:671-4136

Mail:ky-kenkokyoiku@city.yokohama.jp

～市立横浜総合高校新入生 保護者様～

夜間給食に関するお知らせ

夜間給食とは？

●希望する生徒の皆様に対し、外部で調理した給食を、1人分ごとの容器に入れて提供する弁当箱形式の給食を実施しています。

●給食の献立は、①事業者が作成②教育委員会栄養士が確認・決定しています。栄養バランスが整ったものであることのほか、生徒の皆様が毎日飽きない、美味しい給食を提供できるよう、味付けの工夫・献立のバリエーションを充実させています。

献立例) 鶏肉のから揚げ・ハンバーグ・エビフライ・
タラのムニエル・ビビンバ・・・などなど！



※写真の内容に加え、ご飯・牛乳がついてきます。

給食費について

●給食の値段は1食300円です。

※「夜間課程を置く高等学校における学校給食に関する法律」では、給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに人件費等は学校設置者（横浜市）の負担、その他の経費は生徒の負担となっており、横浜市では食材費に相当する額を給食費として生徒の皆様にご負担していただきます。

給食を食べるには

●給食対象者

横浜総合高校Ⅲ部に通う生徒及び夜間の授業を受けるⅠ・Ⅱ部の生徒のうち、事前に申込みを行った生徒に給食を提供します。

※給食を希望する場合は申込みを忘れないようご注意ください。

●申込み期間

申込み期間は、原則として給食を希望する月の前月中旬までです（詳細は学校内に掲示します）。

●申込み方法

給食を希望する場合は、申込み期間中に申込書と給食費（Ⅰ・Ⅱ部生は2点に加えて時間割表）を学校の窓口までお持ちください。

●給食費の支払方法

申込み時に1か月分を現金で学校窓口にてお支払いください。

なお、食べなかった場合の返金はありませんので、ご注意ください。（申込み数に合わせて1か月分の食材を発注するので、実際に食べなくても実費がかかるため。）

●負担軽減措置（扶助）

経済的に支払いが困難な生徒等に対し扶助制度を設けています。学校に扶助を申請した生徒の中で、一定の条件を満たす方については、1食あたり180円の給食費扶助を行います。

扶助費についてご申請いただき、認定がおりた際は、1食120円で給食を提供いたします。

なお、申請は随時受け付けておりますが、年度当初からの扶助をご希望の方は、4月分の給食費支払い期日までに申請ください。（詳細については別途学校へお問い合わせください。）

※令和6年4月分より生活保護受給世帯も扶助の対象となります。

教育委員会事務局健康教育・食育課 給食係

TEL:671-4136

Mail:ky-kenkokyoiku@city.yokohama.jp